

令和4年度第2次補正予算

再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業概要

2023年3月

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和4年度第2次補正予算額 1,000百万円】

公用車・社用車に「再エネ×電動車」を導入し、地域住民の足としてシェアリングとしても活用します。

1. 事業目的

- 地方公共団体の公用車及び民間事業者の社用車に「再エネ×電動車」を導入することで移動の脱炭素化を進め、当該電動車の有休時には地域住民が利用（シェアリング）できるようにする。また、電動車を“動く蓄電池”として活用することでレジリエンス強化を促進する。

2. 事業内容

- 地方公共団体及び民間事業者・団体において使用する公用車/社用車について、
 - ①再生可能エネルギー発電設備との同時導入
 - ②地域住民等へのシェアリングを要件に、電気自動車導入を支援する。
- また、電気自動車導入に併せて行う、充放電設備/外部給電器、急速充電器等の導入を支援する。

4. 事業イメージ



普段は公用車・社用車、遊休時は地域住民の足としてシェアリング

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2、1/3、定額 ※一部上限あり）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度



お問合せ先：水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業」の概要

対象事業者： 地方公共団体、民間事業者

公募期間： 令和5年3月24日（金）10時より3回に分けて公募を実施。

（公募期間は、令和5年3月～6月、8月～10月、12月～令和6年1月）。

※上記の期間に関わらず予算がなくなり次第、受付を終了します。予算の状況に応じて、申請受付終了見込み時期を執行団体のHPで公表予定です。

補助対象： EV/PHEV、再エネ設備、充放電設備、外部給電器、急速充電器、普通充電器、その他付帯設備、工事費

補助要件： 再エネ導入、カーシェア（※）の実施等。詳細は6ページ参照

補助率： 詳細は7ページ参照

執行団体： 一般社団法人 地域循環共生社会連携協会

公募要領掲載ページ： https://rcespa.jp/offering/20230324_01

申請方法： 電子メール（s-carshare@rcespa.jp（メール申請専用））

※カーシェア例

自治体カーシェア型



社内カーシェア型



学内カーシェア型



企業間カーシェア型



- 公用車/社用車の電動車導入を支援
- 再エネ設備導入及びシェアリングを実施することを要件とする
- 災害時は防災拠点として機能することも要件とする。

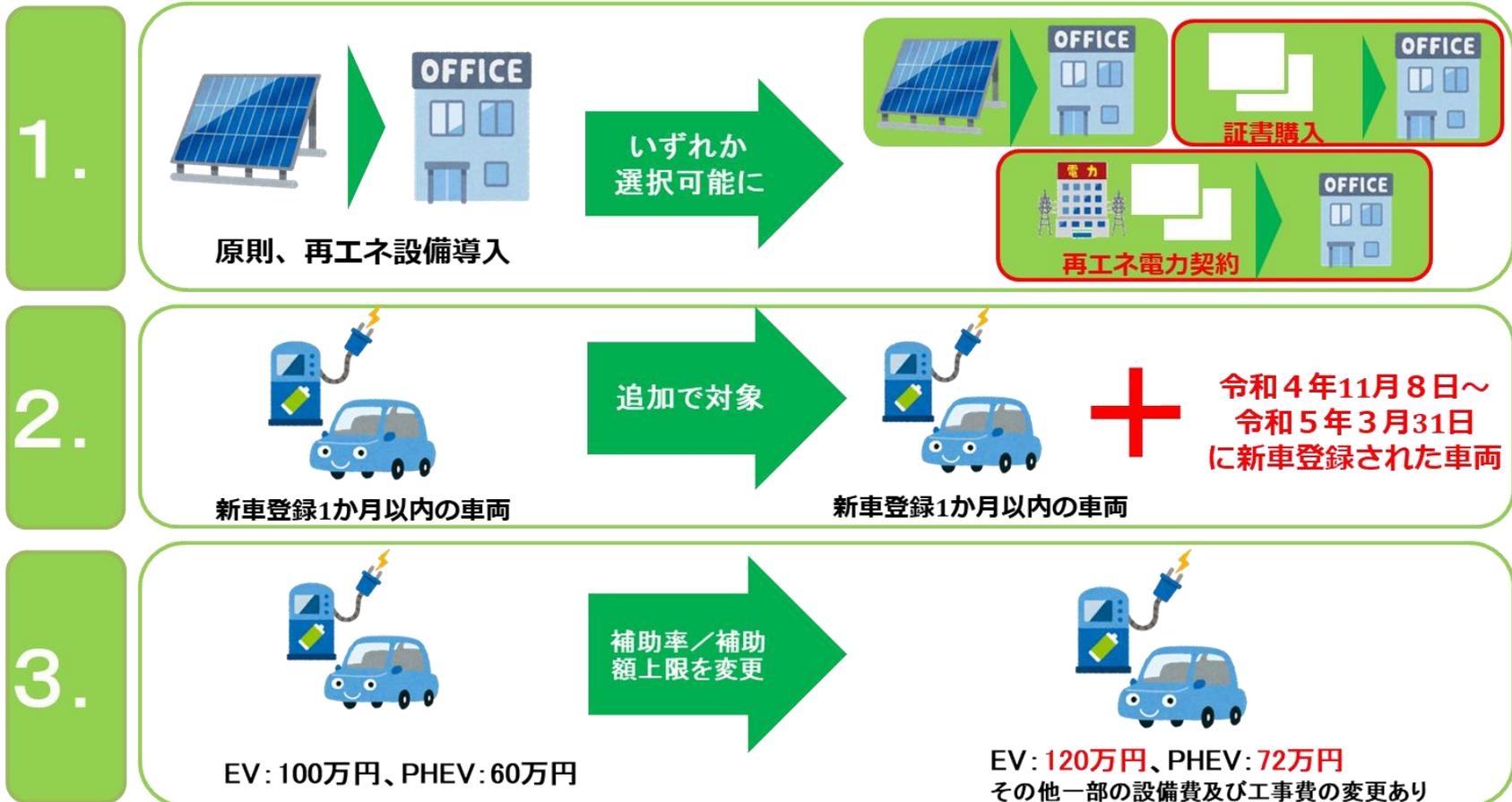
- コンセプトは“自治体カーシェア型”と同様
- シェアする先を民間事業者等の従業員とし、通勤時等に利用することも可能とする。

- コンセプトは“自治体カーシェア型”と同様
- 乗用車による移動（運転）経験が少ない、学生にEV/PHEVによるゼロカーボン・ドライブを体験してもらう。

- 自治体間、企業間、自治体一企業間で社用車をシェアリングする。
- 2者以上で社用車を共有するので、通常よりも効率のよい運用が期待される。

令和3年度補正事業(昨年11月時点)からの大きな変更点

1. 再エネ電力調達、再エネ設備導入、再エネメニュー契約、または再エネ電力証書の購入のいずれかを選択可能にしました。また、**再エネ発電設備が導入困難な理由についても、提出不要**にしています。
2. すでに購入した車両について、これまでは新車登録から1か月以内での申請をお願いしていましたが、令和4年度第2次補正予算では、**令和4年11月8日から令和5年3月31日まで新車登録した車両も本事業の申請対象(※)**になります。
※令和5年5月31日までの申請に限る
3. 一部補助率及び補助額の上限が変更になります。
 - ・EVは100万円から**120万円**、PHEVは60万円から**72万円** 他※詳細は7ページをご参照ください。



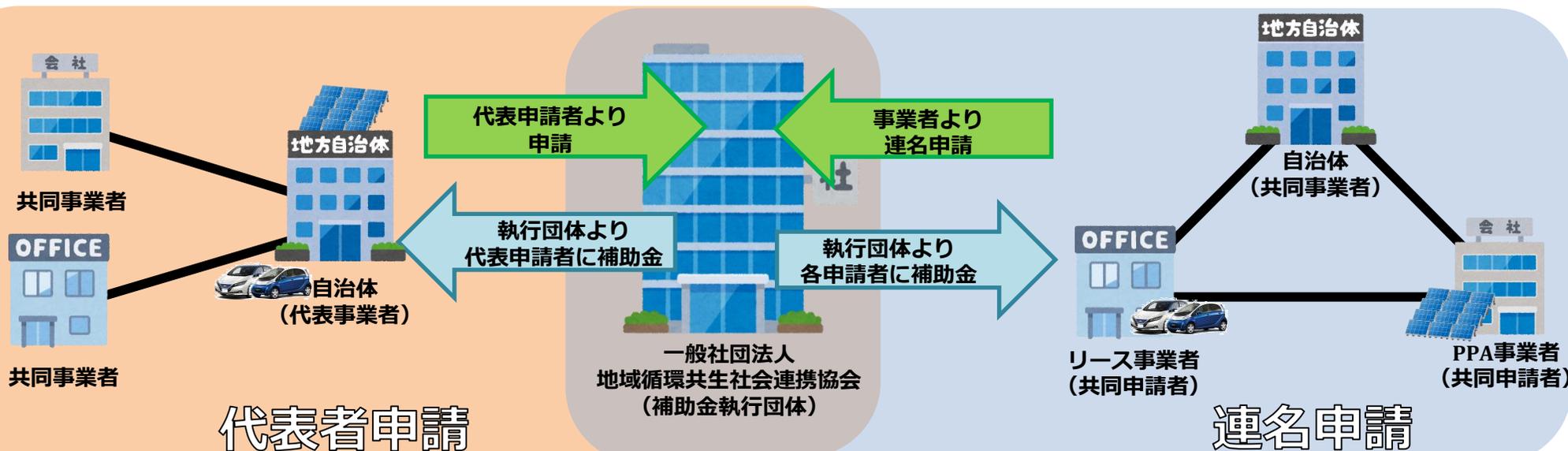
「再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業」の申請方法

- 自治体・民間事業者が直接EV等を購入し、公用車・社用車として導入する場合のほか、カーリース事業（※1）を利用した導入も可能。
- また、再エネ発電設備の設置についても、EV等を導入する自治体等が再エネ発電設備を所有していなくてもよい
ため、PPA事業（※2）の活用も可能。
- このため、申請は連名申請も可能としており、代表事業者に補助金を一括で交付したのち共同事業者に補助金を配
分するやり方や、事業者ごとに補助金を交付するやり方も可能としている。
- また、本補助事業において財産を所有する者は代表事業者または共同事業者のいずれかで参画する必要がある。

※1:カーリース事業とは、リース業者が顧客に代わり車両を購入し、長期契約によって一定の期間貸し渡す事業。車検上の「所有者」はリース業者となり、「使用者」及び「使用の本拠の位置」は契約者名及び契約者の所在地となる。

※2:PPA(Power Purchase Agreement)とは、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使用する、電力販売契約における第三者モデル。設備の所有は第三者(事業者または別の出資者)が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が可能。

申請例



		事業の要件	備考	
	補助事業全体	交付決定以前に工事契約等をしていないこと。	車両のみ新車登録済みでも補助対象。	
		事業者が設備を導入する場合は防災に係る取組を実施すること。	誓約書で担保。	
必須事業の要件 (全ての項目を満たす必要あり)	再エネ電力の導入	下記の手法1～3のいずれか、または組み合わせで再エネ電力を調達すること	理由書等の提出は不要。	
		手法1	下記の式によって算出される容量以上の、新規または既存の再エネ発電設備を設置すること。 設備容量 (kW・台) = 年間走行距離 (km/年) × 電費 (kWh/km) × 導入車両台数 (台) ÷ 地域別補正係数 (kWh/年/kW)	既設の太陽光発電設備及び、新規設置の太陽光パネルのうち、自家消費型の太陽光パネルを対象とし、FIT売電を実施する場合は補助対象外 (休日等に余剰電力を売電するは補助対象)。導入規模の上限はなし。
		手法2	車両を使用する主な拠点において、環境省の指定する再エネ電力メニューを契約する。	証書の購入及びメニューの契約によって生じる経費は補助対象外。
		手法3	新規導入する車両で消費する電力量の4年分に相当する再エネ電力証書を購入する。	
EV/PHEVの導入	外部給電可能な機能を有していること。	車載コンセント (1500W/AC100Vに限る) 付きも可。		
	1台以上導入すること。	導入台数の上限はなし。		
	公用車または社用車として利用すること。	カーシェアのみの実施は不可。		
	カーシェアを実施すること。	カーシェアの具体的な定義はなし。ただし、災害時のみの貸出は認めない。		
充放電設備等の導入	充放電設備、外部給電器、または車載コンセントが付属する車両のいずれかについて最低一つを導入すること。	導入数は、新規導入する車両の台数分のみ認める。(導入数は選択事業の充電設備も含める。)		
事業選択	充電設備の導入	急速充電設備を設置する場合には、一般開放 (※) をすること。 ※導入する車両台数と充電設備が同数であるため、充電インフラを複数口にすることや、公用車として活用している時間帯は、駐車場と充電設備を同時に解放するなど運用面での対応も考慮	導入数は、新規導入する車両の台数分のみ認める。普通充電設備については、一般開放は求めない。	

			補助額	補助率
申請全体			10,000	—
車両	電気自動車		120	1 / 3
	プラグインハイブリッド自動車		72	1 / 3
設備・工事費	再エネ発電設備 (付帯設備含む)	設備	—	1 / 2
		工事	—	
	外部給電器		50	1 / 3
	充放電設備	設備	75	1 / 2
		工事	95	
	急速充電設備	設備	300	1 / 2
		工事	140	
	普通充電設備	設備	35	1 / 2
		工事	135	
	充電用コンセント	設備	7	1 / 2
工事		95		